

# 岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定を図るため、公衆浴場営業者に予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「公衆浴場」とは、岡山市公衆浴場法施行条例(平成12年市条例第28号。以下「市条例」という。)第2条第1号に規定する一般公衆浴場をいう。

## (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、本市内で公衆浴場を営む事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす事業とする。

- (1) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の営業許可を受けていること。
- (2) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により定められた入浴料金であること。
- (3) 1月の営業日数(1日の営業時間が連続した4時間以上である日数をいう。)が16日を下回らないこと。
- (4) 連続して30日以上休業していないこと。ただし、休業が天災地変、火災、施設の改築修理その他これらの事情との均衡上やむを得ない事情によると市長が認めるときは、この限りでない。
- (5) 市条例第4条に規定する一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準に適合していること。
- (6) 別表により算定した1日当たりの入浴者数が350人以下であること。

## (補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条に定める公衆浴場を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費に3分の2を乗じて得た額で、1公衆浴場当たり60万円を上限とする。

2 第3条第1項第4号ただし書の規定により、市長が必要と認める場合の補助金額は、休業日数を30日(1月単位)で除した月数(端数は切り捨てる。)を12月から減じ、その月数を12月で除して得た数に前項の規定による補助金額を乗じて得た額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、公衆浴場業経営安定化補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、5月31日とする。

3 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、様式第2号によるものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第8条の通知は、公衆浴場業経営安定化補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(着手・完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(事業完遂補助金の交付報告)

第9条 補助事業者は、規則第16条に規定する実績報告を、事業完遂届(様式第4号)により行わなければならない。

2 前項の規定による報告は、前期(4月から9月までの半期をいう。)及び後期(10月から3月までの半期をいう。)ごとに行わなければならない。

3 後期の事業完遂届には、次の各項の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る収支決算書(様式第4号の2)

(2) 1日当たりの入浴人員申告書(様式第4号の3)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の完了前交付)

第10条 規則第19条第1項ただし書の規定により、前条第2項の前期の報告を受けたときは、当該報告に係る補助金額を決定し、交付するものとする。

2 前項の規定により補助事業の完了前に交付できる額は、交付すべき補助金額の2分の1以内とする。

(立入調査等)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、立入調査を行い、補助対象事業の実施状況を確認することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。